

各種届出

◆出生届

- 退院時に母子健康手帳と共に出生届をお渡しします
- 赤ちゃんの名前が決まったら必要事項を記入し、生後 2 週間以内に母子健康手帳と印鑑を持って役所に提出しましょう
- お渡しする出生届は姫路市用ですが全国に提出できます

◆健康保険への加入

- 保険扱いの治療を受けられるように手続きを早めに済ませましょう
- 国民健康保険の方は役所で手続きします
- 社会保険の方は勤務先に申し出て用紙をもらい、手続きをします

◆乳児医療証

- 赤ちゃんの名前が入った保険証をもって、役所の福祉課で手続きをします

◆出産手当金など

- お母さんが被保険者本人の場合、支給されることがありますので、勤務先にお問い合わせください
- 医師、助産師の証明が必要となりますので、書類を病棟に提出して下さい

